

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇規則 鳥取県手数料徴収規則

規則

鳥取県手数料徴収規則をここに公布する。

昭和二十八年六月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

武

◇鳥取県規則第三十七号

鳥取県手数料徴収規則

(総則)

第一条 地方公共団体手数料令(昭和二十二年政令第三百二十七号)の規定に基く手数料は、この規則の定めるところにより徴収する。

(手数料の種類及び金額)

第二条 手数料の種類及び金額は、別表のとおりとする。

(手数料の納付時期)

第三条 手数料は、次の場合に、これを納付しなければならない。但し別表八十、百七、百九、百十一の手数料については登録証交付の際引換に納付しなければならない。

各種免許(変更免許、分割免許)

申請するとき又

許可(変更許可)登録(鑑札の交

は登録証を交付

付を含む)登録更新、登録換、認

するとき。

可手数料

各種許可証(書)、認可証、証明書、従事証、指定証、注射済証、標識交付(下付)手数料 各種試験、検査手数料	交付(下付)の申請をするとき。
各種認可証、証明書、従事証、免許証(状)、登録票の書換、再交付手数料及び鑑札、許可証(書)、指定証、注射済票、標識再交付、免状再渡手数料	願書(申請書)を提出するとき。
証明書更新手数料	願書(申請書)を提出するとき。
購入割当記入手数料	記入をするとき。
家畜の検査、注射、薬浴、投薬手数料	検査、注射、薬浴又は投薬を受けようとするとき。
免許証裏書手数料	免許証を提出するとき。
歯科衛生士籍訂正手数料	申請するとき。
受胎調節実地指導員指定証更訂手数料	申請するとき。
歯科用金地金割当手数料	割當の通知をするとき。
免許漁業原簿又はその附属書類閲覧手数料	閲覧を請求するとき。
(手数料の減免)	
第四条 知事は、次の各号の一に該当するもの又は特に必要があると認めた場合は、手数料を減免することができる。	
一 国及び地方公共団体	
二 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者	
2 前項第二号の規定による減免の申請をしようとする者	

る者は、市町村長、民生委員その他これを証明するにふさわしい資格を有する者の証明書を知事に提出しなければならぬ。	鳥取県家畜健康証明書交付その他の手数料徴収規則(昭和二十六年九月鳥取県規則第五十九号)
(既納の手数料)	
第五条 既に納付した手数料は、還付しない。但し知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。	鳥取県主要食糧販売業者及び米穀とう、精業者並びに米飯提供業者登録手数料規則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十二号)
(過料)	
第六条 詐偽その他不正の行爲により手数料の徴収を免れたものについては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。	主要食糧卸売販売業者に対する購入割当記入手数料規則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十一号)
附 則	
1 この規則は、公布の日から施行する。	鳥取県船鑑札交付手数料徴収規則(昭和二十七年一月鳥取県規則第三号)
2 次に掲げる規則は廃止する。	鳥取県漁業申請等手数料規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第五十一号)
保母試験手数料徴収規程(昭和二十三年十月鳥取県規則第七十五号)	鳥取県狩猟関係手数料徴収規則(昭和二十六年三月鳥取県規則第十一号)
家畜商免許証書換交付手数料及び同再交付手数料徴収規則(昭和二十六年三月鳥取県規則第七号)	鳥取県生繭売買又は仲立許可手数料徴収規則(昭和二十四年十月鳥取県規則第九十七号)
	鳥取県建設業者登録手数料規則(昭和二十四年九月鳥取県規則第九十号)

榮養士免許その他の手数料徴收規則(昭和二十三年九月鳥取県規則第六十四号)
鳥取県煙火又はがん具用普通火工品生産許可手数料及び産業用火薬類使用許可手数料徴收規則(昭和二十四年九月鳥取県規則第八十八号)

3 行政書士法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項及び第九条第二項を削る。

別表

一 榮養士免許手数料	三百円
二 榮養士免許証書換手数料	百円
三 榮養士免許証再交付手数料	百五十円
四 理容師又は美容師試験手数料	五百円
五 理容師又は美容師試験合格証明書交付手数料	百円
六 理容師若しくは理髪師又は美容師免許手数料	三百円

七 理容師若しくは理髪師又は美容師免許証書換手数料	百円
八 理容師若しくは理髪師又は美容師免許証再交付手数料	百五十円
九 あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験手数料	五百円
十 あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の免許手数料	三百円
十一 あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の免許書換手数料	百円
十二 あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の免許証再交付手数料	百五十円
十三 保健婦免許手数料	三百円
十四 保健婦免許証書換手数料	百円
十五 保健婦免状再下付手数料	百五十円
十六 保健婦業務従事証交付手数料	三百円
十七 保健婦業務従事証書換手数料	百円

十八 保健婦業務従事証再交付手数料	百五十円
十九 助産婦名簿登録手数料	百五十円
二十 助産婦名簿謄本下付手数料	三百円
二十一 助産婦業務従事証交付手数料	三百円
二十二 助産婦業務従事証書換手数料	百円
二十三 助産婦業務従事証再交付手数料	百五十円
二十四 看護婦免許手数料	三百円
二十五 看護婦免許証書換手数料	百円
二十六 看護婦免許証再交付手数料	百五十円
二十七 看護婦業務従事証交付手数料	三百円
二十八 看護婦業務従事証書換手数料	百円
二十九 看護婦業務従事証再交付手数料	百五十円
三十 乙種看護婦試験手数料	二百円
三十一 看護人免許手数料	三百円
三十二 看護人免許証書換手数料	百円
三十三 看護人免許証再交付手数料	百五十円
三十四 看護人業務従事証交付手数料	三百円

三十五 看護人業務従事証書換手数料	百円
三十六 看護人業務従事証再交付手数料	百五十円
三十七 保母試験手数料	三百円
三十八 薬局開設登録手数料	二千円
三十九 薬局開設登録票書換手数料	百円
四十 薬局開設登録票再交付手数料	二百円
四十一 薬局開設登録更新手数料	五百円
四十二 医薬品販売業登録手数料	二千円
四十三 医薬品販売業登録票書換手数料	百円
四十四 医薬品販売業登録票再交付手数料	二百円
四十五 医薬品販売業登録更新手数料	五百円
四十六 医薬品配置販売業の配置員身分証明書交付手数料	五百円
四十七 医薬品配置販売業の配置員身分証明書換手数料	百円
四十八 医薬品配置販売業の配置員身分	百円

証明書再交付手数料 二百円

四十九 医薬品配置販売業の配置員身分証明書更新手数料 五百円

五十 溶性サツカリン、ズルチン、合成着色料中タール色素又は合成膨脹剤原料を主要成分とする製劑製品検査手数料 三千円

五十一 飲食店営業許可手数料 二千円

五十二 喫茶店営業許可手数料 千円

五十三 菓子製造業許可手数料 千五百円

五十四 氷菓子製造業許可手数料 千五百円

五十五 牛乳処理業及び特別牛乳さく、取処理業許可手数料 二千五百円

五十六 乳製品、クリーム、はつ、酵乳、バター、チーズ、冷凍乳果(乳脂肪分三%以上を含むアイスクリームをいふ)その他乳を主要原料とする食品

及びマーガリンの製造業許可手数料 三千円

五十七 飲用牛乳類似品製造業許可手数料 三千円

五十八 食肉販売業許可手数料 千円

五十九 ハム、ソーセージ、ベーコン又はこれらの類似品の製造業許可手数料 三千円

六十 魚介類販売業許可手数料 千円

六十一 魚介類市場営業許可手数料 三千円

六十二 魚肉練製品製造業許可手数料 二千円

六十三 魚介類冷凍業許可手数料 三千円

六十四 清涼飲料水又は保存飲料水製造許可手数料 三千円

六十五 つくだ煮製造業許可手数料 三千円

六十六 氷雪の採取、製造又は販売業許可手数料 三千円

(小売販売業の許可の場合には千五百円)

六十七 第五十三号から第六十五号まで

のもの以外のかん詰又はびん詰食品製造業許可手数料 三千円

六十八 と畜検査手数料 牛、馬 五百円
 犢、駒、豚 三百円
 緬羊、山羊 二百円

六十九 へい獣取扱場設置許可手数料 千五百円

七十 へい獣化製場設置許可手数料 三千円

七十一 家畜伝染病予防法第五条の規定に基く家畜健康証明書交付手数料

七十二 家畜伝染病予防法第五条の規定に基く家畜と場直行証明書交付手数料

及び同移動許可証交付手数料 百円

七十三 家畜伝染病予防法第六条、第三十条及び第三十一条の規定に基く家畜検査

査手数料

結核病 五十円

ブルセラ病 五十円

馬伝染性貧血 五十円

雛白痢 五十円

馬バラチフス 五十円

七十四 家畜伝染病予防法第六条及び第三十条の規定に基く家畜注射手数料、同薬浴手数料及び同投薬手数料

家畜注射手数料

炭疽豚コレラ 五十円

成豚 百五十円

中豚 百円

仔豚 五十円

流行性脳炎

馬 百五十円

豚 五十円

余腫疽牛の流行性 五十円

感 冒	百五十円	簡 易 旅 館	八百円
ニユーカッスル病	五十円	その他の営業	
その他血清類	百五十円	八十一 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十二条の規定に基く知事の登録に係る建設業者登録手数料	三千円
家畜薬浴手数料	百五十円	八十二 病院開設許可手数料	二千円
七十五 家畜伝染病予防法第八条(第三十一条において準用する場合を含む)の規定に基く家畜検査証明書交付手数料	五十円	八十三 病院の使用許可証交付手数料	二千円
料		八十四 診療所開設許可手数料	五百円
七十六 家畜商免許証書換交付手数料	五百円	八十五 診療所の使用許可証交付手数料	五百円
七十七 家畜商免許証再交付手数料	七百円	八十六 助産所開設許可手数料	四百円
七十八 狩猟免許状再渡手数料	二百円	八十七 助産所の使用許可証交付手数料	四百円
七十九 生繭の売買又は仲立許可手数料	千円	八十八 歯科衛生士試験手数料(学説試験又は実地試験のみの場合は四百五十円)	八百五十円
八十 食糧管理法施行令(昭和二十二年政令第三百三十号)第五条の五第一項の規定に基く米飯提供者登録手数料	千五百円	八十九 歯科衛生士籍登録手数料	三百円
普通 旅館		九十 歯科衛生士籍訂正手数料	百円
ホ テ ル		九十一 歯科衛生士免許証再交付手数料	百五十円

九十二 死体保存許可手数料	二百円	付手数料	百五十円
九十三 歯科用金地金割当手数料	五十円	百二 犬の登録(鑑札交付を含む)手数料	三百円
九十四 歯科用金地金販売業認可証交付手数料	五百円	百三 犬の鑑札再交付手数料	百円
九十五 歯科用金地金販売業認可証書換手数料	百円	百四 犬の狂犬病予防注射手数料	百五十円
九十六 歯科用金地金販売業認可証再交付手数料	二百円	百五 犬の狂犬病予防注射済票交付手数料	三十円
九十七 ドライクリーニング師試験手数料	五百円	百六 犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料	三十円
料		百七 主要食糧小売販売業者登録手数料	三百円
九十八 ドライクリーニング師試験合格証明書交付手数料	百円	百八 主要食糧小売販売業者登録票書換手数料	八百円
九十九 ドライクリーニング師免許手数料	三百円	百九 主要食糧卸売販売業者登録手数料	八千円
料		百十 主要食糧卸売販売業者登録票書換手数料	百円
百一 ドライクリーニング師免許証再交付手数料	百円		

百十一 米穀とう、精業者登録手数料	八百円	に基く漁業権存続期間延長免許申請手数料	千円
百十二 米穀とう、精業者登録票書換手数料	百円	百二十一 漁業法第二十二條第一項の規定に基く漁業権分割又は変更免許申請手数料	七百円
百十三 鳥獸飼養許可証下付手数料及び同再下付手数料	百五十円	百二十二 漁業法第二十四條第二項の規定に基く定置漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	二百円
百十四 行政書士試験手数料	五百円	百二十三 漁業法第二十六條第一項(第二十七條第二項において準用する場合を含む)の規定に基く漁業権移轉認可申請手数料	二百円
百十五 行政書士登録手数料	七百円	百二十四 漁業法第三十六條第一項、(同條第五項において準用する場合を含む)の規定に基く休業中の漁業許可申請手数料	七百円
百十六 集乳業許可手数料	千円	百二十五 漁業登録令(昭和二十六年政	
百十七 主要食糧卸売販売業者に対する購入割当記入手数料	二百円		
百十八 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十條の規定に基く漁業権免許申請手数料	千円		
百十九 漁業法第十四條第四項(同條第七項において準用する場合を含む)の規定に基く共有認可申請手数料	千円		
百二十 漁業法第二十一條第三項の規定	千円		

令第二百九十二号)第十條の規定に基く免許漁業原簿(漁業図を除く)謄本交付手数料及び抄本交付手数料 用紙一枚につき	百円	札交付手数料	
百二十六 漁業登録令第十條の規定に基く漁業図謄本交付手数料及び抄本交付手数料 用紙一枚につき	百五十円	1 積量の変更に係る場合 汽船及び機関を有する帆船 一隻につき	七百五十円
百二十七 漁業登録令第十條の規定に基く免許漁業原簿又はその附属書類閲覧手数料	五十円	2 積量の変更に以外に係る場合 一隻につき	百五十円
百二十八 船鑑札規則(明治四十年通信省令第二十四号)第四條の規定に基く船鑑札交付手数料	七百円	百三十一 五とん以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業法第六十五條第一項第六十六條第一項及び第六十六條の二第一項の規定に基く漁業許可申請手数料	七百円
汽船及び機関を有する帆船 一隻につき	千円		
機関を有しない帆船 一隻につき	七百円		
百二十九 船鑑札規則第十一條(第九條に係る部品を除く)の規定に基く船鑑			

可申請手数料 三百五十円

百三十二 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第十五条及び優生保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号)第十条第一項の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証交付手数料 三百円

百三十三 優生保護法施行規則第十二条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証更訂手数料 百円

百三十四 優生保護法施行規則第十四条第一項の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証再交付手数料 百五十円

百三十五 優生保護法施行規則第十条第二項の規定に基づく受胎調節実地指導員標識交付手数料 百円

百三十六 優生保護法施行規則第十四条

第二項の規定に基づく受胎調節実地指導員標識再交付手数料 百円

百三十七 診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第六条の規定に基づく診療エックス線技師免許手数料 三百円

百三十八 診療エックス線技師法第八条第二項の規定に基づく診療エックス線技師免許証再交付手数料 百五十円

百三十九 診療エックス線技師法第十三条第二項の規定に基づく診療エックス線技師免許証書換手数料 百円

百四十 診療エックス線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)第七条第二項の規定に基づく診療エックス線技師免許証裏書手数料 三百円

百四十一 温泉利用許可手数料 三千円

百四十二 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三条第一項の規定に基づく土地堀さく許可手数料 八千円

百四十三 温泉法第八条第一項の規定に基づく増掘許可手数料及び動力装置許可手数料 五千円

百四十四 興業場営業許可手数料 三千円

常設興業場 千円

假設興業場 三千円

百四十五 旅館業営業許可手数料 三千円

百四十六 公衆浴場営業許可手数料 三千円